

小牧市談合情報取扱要領

平成13年8月10日
13小総第161号

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する工事又は製造の請負、物件の購入等（以下「工事等」という。）において、談合情報が寄せられた場合に、競争入札の公正を確保するため、その取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(周知)

第2条 この要領による入札を行う場合は、談合情報どおりの開札となったときは談合の事実の有無にかかわらずその入札を無効とする旨を、小牧市入札参加者心得書及び指名通知に記載し、あらかじめ入札に参加しようとするもの（以下「入札参加者」という。）に周知する。

(談合情報)

第3条 情報の種類は、次により区分する。

- (1) 対象となる建設工事等の名称（以下「対象工事名」という。）
- (2) 落札予定業者名
- (3) 落札予定金額
- (4) その他具体的なもの（話し合いが行われた日時、場所又は具体的な内容等）

2 談合情報は、前項第1号から第3号までがすべて含まれている情報をいう。ただし、同項第3号が含まれず、同項第4号が含まれている場合においても、必要に応じて談合情報とする。

(入札の無効)

第4条 談合情報の提供を受けた場合においては、すべて入札を執行し、開札の結果、対象工事名及び落札予定業者名が談合情報と一致し、かつ、落札となるべき金額と通報を受けた落札予定金額が一致又は概ね一致した場合には、当該入札を無効とする。

また、その他具体的なものが明らかなきときは、必要に応じて指名審

査会で調査審議する。

（無効とした入札の取扱い）

第5条 無効とした入札については、原則として、指名替えを行い改めて入札を実施するものとする。

（公正取引委員会への通知）

第6条 第4条により入札を無効とした情報については、公正取引委員会へ通報するものとする。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要領は、平成13年8月10日から施行する。

2 小牧市指名競争入札におけるくじ実施要領（平成11年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成13年12月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月1日から施行する。